©石井義人＆大阪企業法務研究会 2018

第 366 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 12 月 8 日（土曜日）　16：00～
報告者：石　井　義　人（弁護士）
テーマ：製造物責任法における欠陥
報告者コメント：製造物責任法に関する訴訟における最大の争点は、多くの場合「欠陥」です。法文上は、欠陥の立証責任は原告にあります。しかし、近時の訴訟では、通常の使用によって事故が発生したときには、製品の「欠陥」及び「欠陥と損害の因果関係」を推定するという処理が行われていると思われるものがあります。

　このような処理は、製造物責任法の法文と抵触するものであり、製造者に極めて過酷な結果をもたらす可能性があります。この点について、安全基準が法令によって定められている製造物の欠陥の判断を加味して、検討を加えたいと思います。

報告概要：

第１　はじめに
・製造物責任法を根拠とした訴訟弁護の経験
・本研究会での過去の報告と議論
　2016 年 6 月度　「製造物責任と立証内容（発火事故を中心に）」
　2017 年 9 月度　「事業者の損害に対する製造物責任法の適用について」

第２　問題の所在
・「欠陥」＝原告立証。
　→通常の使用によって事故が発生すると欠陥ありとされる判決も存在する。
　→立証責任の規範との抵触のおそれ
・「欠陥」の定義規定にあてはめた上、欠陥が認定されていないのではないかとの疑問。

第３　製造物責任法における基本的な理解
１．製造物責任法の概要
２．不法行為との比較
３．欠陥の立証責任
（１）規定　　製造物責任法 2 条
（２）立法過程での法律上の推定の検討　　製造物責任法では不採用
４．製造粒責任法における「欠陥」の分類
・設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥
　→訴訟での主たる争点となっているのは製造上の欠陥が多い。特に、設計上の欠陥は、その立証の難しさ、あるいは製造上の欠陥への包含。
５．無過失責任を定めた法令
（１）法令
　①土地工作物責任（民法 717 条 1 項）、②営造物責任（国家賠償法 2 条 1 項）
（２）土地工作物責任、及び営造物責任における「瑕疵」
　・客観説と結果回避義務違反説　→裁判所における認定方法は類似
６．製造物責任法における「欠陥」の意義
（１）条文
（２）要件の検討
　①当該製造物の特性、②通常予見される使用形態、③製造業者等が当該製造物

©石井義人＆大阪企業法務研究会 2018

（２）「瑕疵」と「欠陥」の関係

・上記（１）①②は工作物責任、営造物責任の「瑕疵」に関する裁判例が積み重ねた認定方法を明文化

・上記（１）③は製造物の特性に考慮した、製造者への免責を含む。

第４　裁判例

１．東京地裁平成 15・9・19 判決（判タ 1159 号 262 号）　カテーテル事件

２．東京地裁平成 25・3・25 判決（判タ 1415 号 346 号）　クロスバイク事件

３．東京地裁平成 22・2・10 判決（判例秘書 L06530165）　ワイヤーロープ破断事件

第５　裁判例の検討

・上記［１］判決と［２］判決

→通常に使用している家庭で損害が発生したとき　⇒　製品の欠陥

→欠陥自体の立証の困難さから原告を救済したものか？　結果責任？

・上記［３］事件

→構造上の不具合、損害発生に板いる科学的機序を認定

→工作物責任、営造物責任に関する認定方法に類似

第６　安全基準と「欠陥」の関係

１．はじめに

・行政上の安全基準と欠陥の認定基準との関係

→同一とする見解はなし

２．引用裁判例原審（横浜地裁昭和 50・2・4 判決（判タ 324 号 270 頁））の検討

・事故当時問題となった部位（助手席の背もたれの前倒防止装置）に安全基準なし

→安全基準に適合したことは欠陥のないことにはならない。

→基準がない点の安全性確保は製造者の責務

３．安全基準と「通常有すべき安全性」の関係

・製造販売するにあたって製品の安全を確保するための最低限の基準

→実際はさまざま行政目的により策定される

・通常有すべき安全性に関連する場合も少なくないのではないか。

→一般論としては、安全基準を満たす場合には、原告側で「欠陥」「欠陥と結果の因果関係」を具体的に立証する必要がある。

以　　上